

ファクトシート：民生用原子力協力に関する日米二国間委員会第2回会合（仮訳）

日米二国間委員会第2回会合は、2013年11月4日、ワシントンにおいて開催され、日本側は杉山晋輔外務審議官が、米側はダニエル・B・ポネマン・エネルギー省副長官がそれぞれ議長を務めた。今次会合には幅広い政府機関が参加した。

2012年4月の日米首脳会談の際に設置された本二国間委員会は、包括的な戦略的対話を促進し、民生用原子力エネルギーの安全かつ安定的な実施及び廃炉や除染を含む東京電力福島第一原子力発電所事故への対応に関連した共同の活動を進めるための常設の上級レベルのフォーラムである。

第1回会合は、2012年7月24日に東京で開催され、その際に、二国間協力の調整を行うために5つのワーキンググループが設置された。以下の項目がその対象である。

- ・核セキュリティ
- ・民生用原子力エネルギーの研究開発
- ・原子力安全及び規制関連
- ・緊急事態管理
- ・廃炉及び環境管理

2013年11月4日の会合においては、各ワーキンググループは、現在までの活動及び成果の状況を報告した。双方は、各ワーキンググループの次のステップや各分野でさらに二国間協力を強化していくための方途について協議した。さらに、日本側からは、以下の項目について説明を行った。

- ・汚染水対策を含む東京電力福島第一原子力発電所の廃炉及び除染の取組の現状
- ・軽水炉の新規制基準及び核燃料施設等の新規制基準案の策定状況
- ・日本が実施に努める包括的な原子力総合防災訓練
- ・日本原子力研究開発機構（JAEA）改革の現状

・福島原発事故後の安全文化向上のための検討状況

今次会合において、日本政府は、福島原発の汚染水対策を実施していくことが喫緊の課題であることを強調した。

・日本政府は、「東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」で発表したように、汚染水問題に対応するため、政府が前面に出て必要な対策を実行することを決めたこと、

・それにあたっては、日本は国際社会に対する情報提供の強化及び世界に開かれた形で、国内外の関連する技術や叡智を結集していく予定であること、を説明した。

廃炉及び環境管理に関し、米国は、協議や助言・情報提供を通じて、公的部門において日本との協力を拡大させていくことを約束した。また、米国は、日本に対して、福島原発対応に米国の民間部門の専門的知見をさらに活用するよう懇願した。米エネルギー省及び米環境保護庁は、福島が抱える除染における多くの重大な課題へ対処するために、米国立研究所の研究者との技術面の交流を促進する。双方は、特定の技術分野及び将来的な活動について協議するため、12月にテレビ会議を開催することを決定した。

民生用原子力の損害賠償に関し、米国は、原子力損害の補完的補償に関する条約を締結するとの日本の最近の決定を歓迎し、両政府は、本条約に関する緊密な調整を継続していくことを約束した。日本と米国は、この重要な条約は日本が適切な文書を寄託後、90日目に効力を生ずる。双方は、日本のCSCへの加入は、現行の福島原発における汚染水対策及びサイトにおける廃炉事業を含む、日本の原子力セクターへの米国の商業的な関与を促進することを助けるものであると認識する。

日本と米国は、CSCの加入に向けて他国に対して働きかけを行うことを通じて、それによりIAEAが採択した原子力安全に関する行動計画の主な目的を果たし、国際的な原子力損害賠償の枠組みの構築のために協働していくことを約束した。

民生用原子力の研究開発に関し、日本と米国は、高速炉材料、シミュレーション技術、先進燃料といった分野で、原子力エネルギーに関する研究開発プロジェクトを開始することを決定した。日本側は、確率論的リスク評価（PRA）に関する二国間の協力プロジェクト立ち上げを提案した。米国はこの提案を前向きに受け止め、両国政府は、確率論的リスク評価の手法及びその原子力安全への適用等に関する日米ラウンドテーブルを開催することを追求することで一致した。

核セキュリティに関し、日本と米国は両国政府の核セキュリティにおける姿勢を引き続き強化し、テロリストが核物質を取得する脅威を根本的に減少させていくことを約束した。これらの目標に向けた主要なステップは以下を含む。

- ・兵器に利用可能な核物質の量及び魅力を減少させること
- ・内部の関係者による核物質の入手を減少させること
- ・核物質の盗取や流出への脆弱性を減少させること
- ・セキュリティ事案に対する危機対応や鑑識能力の強化

両国政府は、強化された日本の新危機管理システム及び各省庁間や事業者との連携チャネルの向上を歓迎した。

日本と米国は、5つのワーキンググループにおける情報共有及び協力を一層強化し、2014年5月又は6月を目処に日本で開催される次回会合にその成果を報告すること、また必要な場合には補完的にテレビ会議を実施することで合意した。